

霧島市の共催、後援及び協賛に関する要綱

平成17年11月14日

告示第153号

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市が共催、後援及び協賛(以下「共催等」という。)を行う行事の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、その開催について協力することをいう。

(承認の基準)

第3条 本市が、共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの

イ 文化団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が本市行政の推進方針に即したもの

ウ その他市長が、特に適当と認めるもの

- (2) 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活及び福祉の向上並びに産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 個人が主催するもの

イ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者及び立候補する旨を公に表明していると認められる者を含む。以下同じ。)が代表等を務める団体(前号アに掲げるものを除く。)又は公職にある者を支持し、若しくは反対することを目的とする団体が主催するもの。

ウ 営利を目的とするもの

エ 政治的又は宗教的目的を持つもの

オ 特定の思想、流派又は系列に偏るもの

カ 主催者の構成員の親睦を目的とするもの

キ その他市長が不適当と認めるもの

(承認申請)

第4条 共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書(第1号様式)を行事開催日の30日前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(承認の決定)

第5条 前条の申請を受けたときは、速やかに行事の内容、内容、規模、主催者の信用度等を精査し、その諾否を決定するものとする。

2 市長は、共催等の承認を決定したときは、共催等承認通知書(第2号様式)により主催者に通知するものとする。

(内容の変更)

第6条 共催等の承認を受けたものが、それに係る行事の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 共催等の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 事業内容等の変更により、第3条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
- (3) 承認の条件に違反したとき。
- (4) その他承認することが不適当であると認められるに至ったとき。

2 前項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この告示は、平成17年11月14日から施行する。

附 則(平成28年7月19日告示第202号)

この告示は、平成28年7月19日から施行する。

附 則(令和3年7月1日告示第164号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和7年5月1日告示第112号)

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

霧島市長 様

住 所
申請者
氏 名

共 催 等 承 認 申 請 書

次のとおり、行事を開催するに当たり、霧島市の(共催・後援・協賛)承認を得たいので、申請します。

行 事 名	
期 日	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
場 所	
行 事 の 趣 旨 及 び 内 容	
主 催 者	
共 催 者	
後 援 者	
参加者の範囲及 び参加者数	
入場料の有無及 びその額等	
備 考	

- 注 1 (共催・後援・協賛)は、該当を○で囲むこと。
2 計画の変更は、速やかに届け出て、承認を受けること。
3 申請書は、行事日の30日前までに提出すること。
4 その他必要な書類

第 号
年 月 日

様

霧島市長

共 催 等 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった件については、下記の条件を付して(共催・後援・協賛)を承認します。

記

- 1 行事の名称
- 2 承認条件